独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院における患者及び職員等の ための売店、院内食堂及び自動販売機の設置・運営事業

令和7年4月1日からの当院内における患者及び職員等(以下「患者等」という。)のための売店、院内食堂及び自動販売機の設置・運営事業(以下「受託者」という。)について、次のとおり公募型企画競争入札に付します。

令和7年1月10日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院院 長 西田 俊朗

1 事業概要

(1)件名

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院における売店、 院内食堂及び自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

売店、院内食堂及び自動販売機の設置・運営事業 仕様書のとおり。 受託者は、当院が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議 のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店、院内食堂及 び自動販売機の設置・運営の全般を実施する。

(3)貸付(運営)期間

令和7年4月1日~令和14年3月31日(7年間) 本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

- (4) 入札方法等
 - ① 入札者が提出する見積書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、 資材、機械器具、運搬費等、事業に要する一切の諸経費を含め、売上手 数料及び貸付金額を見積もるものとすること。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、見積金額が予定価格を上回った者で、当院審査委員により入札金額及び企画の提案等を総合評価方式により採点し、高得点者より交渉順位を決定する。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1)独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務 取扱細則」という)第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を 有するものであること。第5条及び第6条に関する規定によるほか、次に掲 げる条件を全て満たしている者であること。
 - ①法人等を設立して3年以上経過しており、良好な運営実績が3年以上で

あること。

- ②法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④独立行政法人地域医療機能推進機構反社会勢力への対応に関する規定 第2条の各号に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供」で、 A~D等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。 (会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再 生法に基づき更生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定 後、近畿地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の申込書提 出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について 滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)③船員保険④国民年金⑤労働者災害補償保険⑥雇用保険
 - (注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (5)独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。
- (6) 履行期間の開始日までに遅滞なく業務の体制を整備できる者であること。
- (7) 法人等を設立して3年以上経過しており、かつ2019年以降に400 床以上の医療機関において、同等の委託業務を受託していること。
- 3 契約条項を示す場所

〒 5 5 3 - 0 0 0 3 大阪府大阪市福島区福島 4 - 2 - 7 8 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院 事務部経理課契約係 TEL: 0 6 - 6 4 4 1 - 5 4 5 1 FAX: 0 6 - 6 4 4 5 - 8 9 0 0 E-mail: keiyaku@osaka. jcho. go. jp

4 手続き等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。「機密保持に関する誓約書」(本公告添付)と引き換えに交付する。なお、来所が困難な者については、郵送等にて交付を行うので、

上記担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

- (2) 競争参加資格確認書類提出期限
 - 令和7年2月12日(水)午後5時00分まで

(土日及び国民の祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

- (3) 企画書等の提出期限、提出場所及び方法
 - ①提出期限 令和7年2月12日(水)午後5時00分
 - ②提出場所 上記3に同じ。
 - ③提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。午後3時00分までに必着)企画書は、評価基準表に沿って作成し各冊子に評価項目番号及びページ数を付してA4版で12部作成すること。
- (4) プレゼンテーションの日時、場所及び方法
 - ①日 時 必要に応じて実施
 - ②場 所 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院 6 階 講堂 1 又は講堂 2 又は会議室 5
 - ③方 法 説明25分、質疑応答5分の1社あたり30分以内とする。 時間を経過した場合は、公平な審査の観点から説明の途中 であっても打ち切る場合がある
- (5) 見積書の開封日時及び場所
 - ①開封日時 令和7年2月20日(木)午前10時00分
 - ②開封場所 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院 6 階講堂 2
- (6) 選考結果の通知

令和7年2月28日(金)までに文書で通知(発送)する。

5 その他必要な事項

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は無効とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (3) 契約書作成の要否・・・要(定期建物賃貸借契約による予定)
- (4) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (5) この公募型企画競争入札に参加を希望する者は、2の証明となる競争参加資格確認書類を上記3(3)の受領期限内に提出しなければならない。 入札参加希望者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (6) 施設見学について、要望がある場合は日程調整の上、日時指定で実施する。但し、売店は営業中のため見学が実施不可の場合もある。
- (7) その他詳細は、企画競争入札説明書、仕様書、評価基準表による。

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

囙

独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院 院長 西田 俊朗 殿

住	肵	() () ()	:	
氏	名	(法人名)	:	
(代表者名):				

電 話 番 号 : () — — — E-mail :

______(以下「当社」という。)は、独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院における患者及び職員等のための売店、院内食堂及び自動販売機の設置・運営事業(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

- 第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
 - (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
 - (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
 - (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
 - (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
 - (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

- 第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か 黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。
- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の 請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

- 第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。
- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

- 第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に 掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。
 - (1) 顧問弁護士、会計監査人
 - (2)機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
 - (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における 当該官公署
 - (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた 機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返環)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害 賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と することに同意します。